Special Edition 特集

見つかる！ 私のまちの介護サービス情報
～「介護サービス情報の公表」制度～

近くで介護サービスを利用したいけれど、どのようなサービスがあるのか？費用は？

あなたや家族が介護サービスを利用しようとするとき、どこから情報を得ますか？

「介護サービス情報の公表」制度は、介護サービスを利用したい方が介護サービスや事業所を自身で選択できるように、住んでいる地域の介護サービスや事業所・施設の情報をインターネットで提供し、事業所を選ぶ際の支援をする制度です。

平成18年4月に創設された「介護サービス情報の公表」制度は、今年で3年目を迎えました。沖縄県では、平成19年度、1、235件の事業所の情報を公表し、沖縄県介護サービス情報公表センターへのアクセス件数は、25、939件を記録しました。

「介護サービス情報の公表」の特徴

「介護サービス情報の公表」は、その特徴として

①調査票の同じ項目をもとに地域にある事業所について比較検討することができます。

②インターネットで公表しているので、いつでも誰でも自由に情報を入手することができます。

③家族をはじめ、介護支援専門員などと同じ情報を共有することにより、サービス利用の相談がしやすくなります。

④公表している情報と、実際のサービスを比較しながら事業所と相談がしやすくなります。

⑤中立性・公平性を確保するため、沖縄県が実施主体となっています。

平成20年度の改正点

今年度、次のような点が改正されました。

①これまで、12の介護サービスが公表の対象となっていましたが、介護予防や短期入所など18サービスが追加となり、全部で30サービスが公表の対象となりました。なお、21年度までに全ての介護サービスについて公表が予定されています。（図1）

②情報を公表している「沖縄県情報公表システム」のデザインが見直され、検索ボタンが大きく見やすくなり、また、キーワード検索ができるなど、さらに使いやすくなりました。

③沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例が改定され、「介護サービス情報の公表」制度において事業者が負担する公表手数料及び調査手数料が引き下げられました。

図1対象サービス（＊は平成20年度から対象となったサービスです。）

【居宅系サービス】
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、居宅介護支援、特定施設入居者生活介護（軽費・有料老人ホーム）、＊短期入所生活介護、＊短期入所療養介護、＊特定福祉用具販売、＊介護予防訪問介護、＊介護予防訪問入浴介護、＊介護予防訪問看護、＊介護予防訪問リハビリテーション、＊介護予防通所介護、＊介護予防通所リハビリテーション、＊介護予防短期入所生活介護、＊介護予防短期入所療養介護、＊介護予防福祉用具貸与、＊特定介護予防福祉用具販売、＊介護予防特定施設入居者生活介護

【施設系サービス】
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

【地域密着型サービス】
＊認知症対応型通所介護、＊介護予防認知症対応型通所介護、＊地域密着型特定施設入居者生活介護、＊地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

必要な情報を見つけるために

「沖縄県情報公表システム」から知りたかった事業所を検索することができても、公表している情報が多くどのように見ていいのかわからない。

そのようなときは、次の点に注目してみてはいかがでしょう。

【基本情報】

基本情報は名称、所在地のほか、施設・設備の状況や利用料金などの事業所情報が示されています。

①「3、事業所等において介護サービスに従事する従業者に関する事項」では、職員が職種別に何人いるのか、また、その経験年数が示されています。

②「4、介護サービスの内容に関する事項」では、事業所の運営方針が記載されているほか、居宅系サービス（図1）の場合はサービスを利用できる時間帯やサービスを提供している地域が示されています。

ここでは、事業者のサービス提供にかかる運営方針や利用できる時間等希望とあっている事業所なのか確認することができます。また、「介護サービスの提供内容に関する特色等」では、事業所のPRが記載されていますので、事業所の理解をより深めることができます。

③「5、介護サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項」では、介護保険以外で利用者が負担する料金について示されています。居宅系サービスではキャンセル料が示され、特定施設入居者生活介護については、入居の際の一時金や解約の際の返還金についても示されています。

【調査情報】

沖縄県より指定を受けた3つの調査機関の調査員が介護サービス事業所を直接訪問し、介護サービスに関するマニュアルの有無や職員の教育や研修の状況など、事業所の取り組みについて事実を確認した調査情報が公表されています。各項目について調査情報の調査の結果、事実確認ができた場合には、☑チェックマークが付いています。

①「Ⅰ介護サービスの内容に関する事項」の「2、利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置」では、介護サービスの質を確保するためにマニュアルや記録はあるかを確認しています。本項目にて概ね事業所のサービスの状況が見えてくるでしょう。

②「Ⅱ、介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項」の「5、介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置」では、職員が計画的に教育や研修を受ける機会があるのかを確認しています。サービスの向上につながる職員の資質向上は重要なことであり、事業者が職員の研修会や自己研鑽の機会を設けてることはサービスの内容を検討する上で重要なポイントとなります。

沖縄県情報公表システムの利用方法

事業所の情報は次の方法で閲覧できます。

沖縄県介護サービス情報公表センタートップページ
http://www.kaigojoho-okinawa.jp/kaigosip/Top.do

県内の介護サービス事業所について、サービスの種類や住所、事業所名などキーワードで検索することができます。

全国の介護サービス情報を閲覧することができます。

「詳細を表示する」をクリックすると、事業所情報の詳細が表示されます。

「基本情報」「調査情報」をクリックするとそれぞれの情報が表示されます。

【問い合わせ先】沖縄県指定情報公表センター
TEL 098-887-3700 FAX 098-887-3155
URL http://www.kohyo.okishakyo.or.jp/